

※2020年4月1日からの受講料です。ご確認の上お申し込みください。

受講資格と受講料

山口県管工事協同組合連合会建機教習センター

特別教育 安全衛生教育

名 称	時間	受講資格	日数	受講料(円) (テキスト代・消費税込)
※小型車両系(整地等)3トン未満	13H	18歳以上の方	2	14,700
※高所作業車10M未満	9H	18歳以上の方	1.5	15,100
フォークリフト1トン未満	12H	18歳以上の方	2	15,200
※移動式クレーン1トン未満	13H	18歳以上の方	2	15,400
※玉掛け1トン未満	9H	18歳以上の方	2	12,100
※クレーン運転	13H	18歳以上の方	2	15,400
自由研削といし	6H	18歳以上の方	1	8,400
刈払い機(草刈)	6H	18歳以上の方	1	11,000
※ローラーの運転	10H	18歳以上の方	2	14,100
粉じん作業	5H	18歳以上の方	1	6,300
職長・安全衛生責任者	14H	18歳以上の方	2	13,300
酸欠硫化水素危険作業	6H	18歳以上の方	1	8,700
※足場組立て等作業	6H	18歳以上の方	1	8,100
※フルハーネス型墜落制止用器具 (注1)	6H	18歳以上の方	1	10,200
	4H	18歳以上の方	1	8,300
チェーンソー 補講(伐木・大径木)	2.5H	18歳以上の方	1	4,600
チェーンソー(伐木・大径木)	18H	18歳以上の方	2	20,800

※ は、人材開発支援助成金(旧 建設労働者確保育成助成金)適用講習です。

(注1) フルハーネス特別教育4Hコースは、下記①・②の免除事項を両方有する方。

- ① 足場の組立て等特別教育 または ロープ高所作業特別教育 の修了者
- ② 2019年2月1日時点において、高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところで、胴ベルト型の墜落制止用器具(安全带)を用いて行う作業に6ヶ月以上従事した経験(事業主証明が必要)

講習開始時間 9時00分(小型車両系建設機械講習8時50分~開始・チェーンソー講習8時00分~開始)

特別・安全衛生教育は、受講者が10名以上の場合、臨時で講習を行うことができます(日程は要相談)。